

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月24日

小野市長 蓬 萊 務

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和57年小野市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「保育に関する」を「保育に係る」に、「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1中

「

C ₁	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	4,500
C ₂	の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	8,400円以下	9,000

」を

「

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その所得割の額が右の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600
D ₂		9,001円以上	9,000

」に

改める。

別表第1備考第1項中「同法同条第1項第2号」を「同項第2号」に

改め、「（扶養親族を有する者にあつては、同法第314条の2第1項第11号の規定を適用せず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとした場合における所得割）」を削り、「地方税法第314条の7」を「同法第314条の7」に改める。

別表第1備考第3項を次のように改める。

3 徴収金基準額の決定について、4月分から6月分までの間においては「当該年度分の市町村民税」は「前年度分の市町村民税」と読み替えて適用するものとする。

別表第1備考中第4項を削り、第5項を第4項とし、同表備考第6項第2号中「40万4,000円」を「48万8,000円」に改め、同表備考中同項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別表第2中

「

C ₁	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,200
C ₂	税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	3,300
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500
D ₂		15,001円から40,000円まで	6,700
D ₃		40,001円から70,000円まで	9,300
D ₄		70,001円から183,000円まで	14,500
D ₅		183,001円か	20,600

	ら403,000円 まで	
D ₆	403,001円か ら703,000円 まで	その月の措置費の支 弁額(全額徴収。た だし、その額が2 7,100円を超え るときは27,10 0円とする。)
D ₇	703,001円か ら1,078,00 0円まで	その月の措置費の支 弁額(全額徴収。た だし、その額が3 4,300円を超え るときは34,30 0円とする。)
D ₈	1,078,001 円から1,632, 000円まで	その月の措置費の支 弁額(全額徴収。た だし、その額が4 2,500円を超え るときは42,50 0円とする。)
D ₉	1,632,001 円から2,303, 000円まで	その月の措置費の支 弁額(全額徴収。た だし、その額が5 1,400円を超え るときは51,40 0円とする。)
D ₁₀	2,303,001 円から3,117, 000円まで	その月の措置費の支 弁額(全額徴収。た だし、その額が6 1,200円を超え るときは61,20 0円とする。)

D ₁₁	3, 117, 001 円から4, 173, 000円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が7 1, 900円を超え るときは71, 90 0円とする。）
D ₁₂	4, 173, 001 円から5, 334, 000円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が8 3, 300円を超え るときは83, 30 0円とする。）
D ₁₃	5, 334, 001 円から6, 674, 000円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が9 5, 600円を超え るときは95, 60 0円とする。）
D ₁₄	6, 674, 001 円以上	全額徴収

」を

「

C	A階層を除き当該年度分の市町村民 税の課税世帯であつて、その市町村民 税の額が均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)	2, 200	
D ₁	A階層及びC階	9, 000円以下	3, 300
D ₂	層を除き当該年 度分の市町村民	9, 001円から2 7, 000円まで	4, 500
D ₃	税の課税世帯で あつて、その所	27, 001円から 57, 000円まで	6, 700
D ₄	得割の額が右の	57, 001円から	9, 300

	区分に該当する	93,000円まで	
D ₅	世帯	93,001円から 177,300円まで	14,500
D ₆		177,301円から 258,100円まで	20,600
D ₇		258,101円から 348,100円まで	その月の措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D ₈		348,101円から 456,100円まで	その月の措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D ₉		456,101円から 583,200円まで	その月の措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D ₁₀		583,201円から 704,000円まで	その月の措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D ₁₁		704,001円から	その月の措置費の支

	ら 8 5 2 , 0 0 0 円 まで	弁額（全額徴収。た だし、その額が 6 1 , 2 0 0 円を超え るときは 6 1 , 2 0 0 円とする。）
D ₁₂	8 5 2 , 0 0 1 円か ら 1 , 0 4 4 , 0 0 0 円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が 7 1 , 9 0 0 円を超え るときは 7 1 , 9 0 0 円とする。）
D ₁₃	1 , 0 4 4 , 0 0 1 円から 1 , 2 2 5 , 5 0 0 円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が 8 3 , 3 0 0 円を超え るときは 8 3 , 3 0 0 円とする。）
D ₁₄	1 , 2 2 5 , 5 0 1 円から 1 , 4 2 6 , 5 0 0 円まで	その月の措置費の支 弁額（全額徴収。た だし、その額が 9 5 , 6 0 0 円を超え るときは 9 5 , 6 0 0 円とする。）
D ₁₅	1 , 4 2 6 , 5 0 1 円以上	全額徴収

」に

改める。

別表第 2 備考第 1 項中「第 5 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。